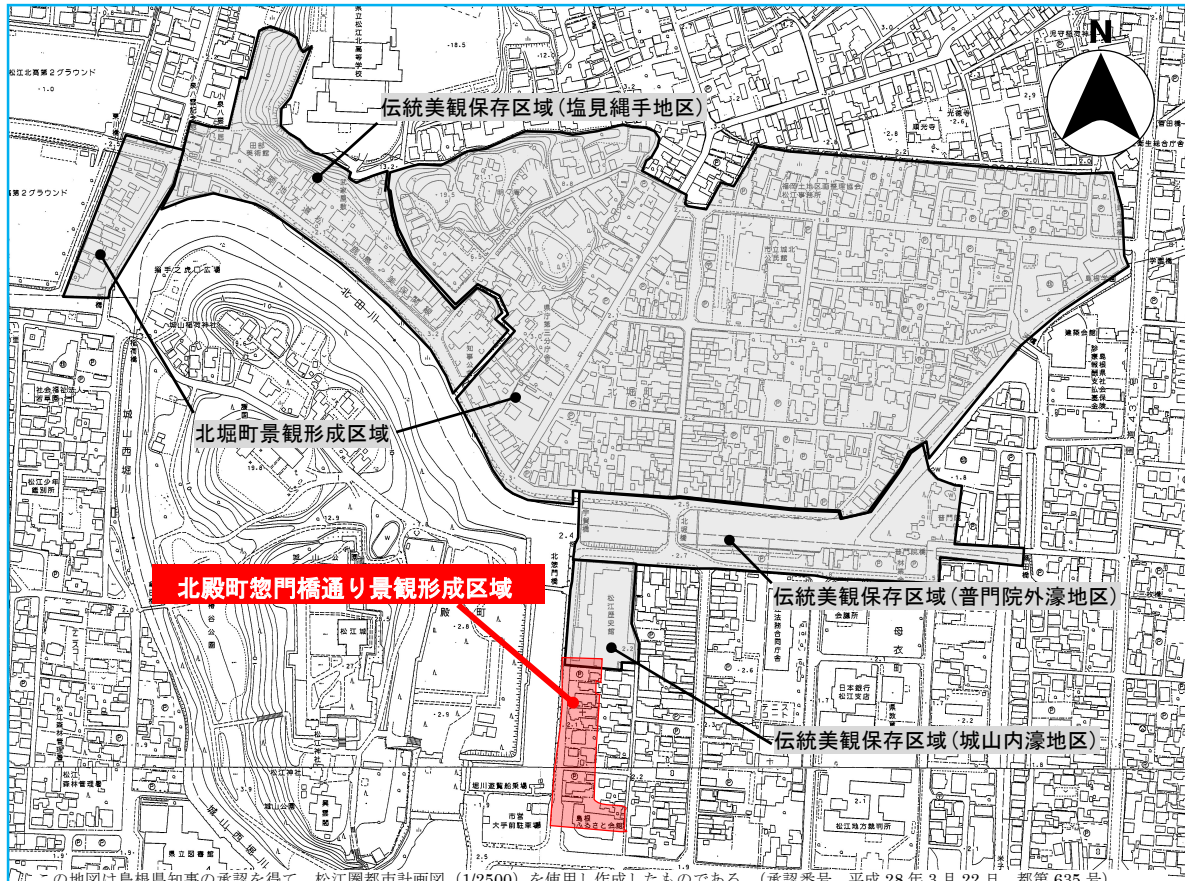


北殿町惣門橋通り景観形成区域の概要

目的 城下町松江の歴史、文化や風情が息づく北殿町らしい景観を守り、育み、次世代に継承する景観まちづくりを実践することにより、生活環境の充実及び観光まちづくりへの展開を図り、住民の地域に対する誇りと愛着を深めること。

北殿町惣門橋通り景観形成区域

【対象区域】 松江市殿町の一部



この地図は島根県知事の承認を得て、松江圏都市計画図 (1/2500) を使用して作成したものである。(承認番号 平成 28 年 3 月 22 日 都第 635 号)
地図情報は、概ねの区域や位置を示しており、権利や義務の発生するもの、取引の資料とする場合などは、その情報の詳細を作成者に確認する必要がある。

「北殿町らしい」景観とは・・・

景観特性（北殿町らしい景観）

- 低層の建物や昔ながらの水路の石積みが城下町の趣を感じさせる風景。
- 惣門橋通りの松並木や濠に沿って続く石垣が印象深い沿道景観。
- 濠を隔てて松江城天守を望むことのできる景観。



「北殿町らしい景観」を保全するための景観形成基本方針は・・・

景観形成基本方針

- 城山公園の緑や石垣、内濠、松並木と調和した低層で落ち着いた町並み景観を保全・創造・継承するため、建築物や工作物の形態・意匠などの基準を定める。
- 城下町風情を残す昔ながらの水路の石積みについては、保全に努め次世代へと継承するため個別に基準を定める。

景観形成基本方針に基づく、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は・・・

行 為	事 項	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	共通事項	・城下町の面影や歴史的な風情を保全すること。 ・地域の景観と調和するように配慮すること。
	位置	・行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その景観に配慮した位置とすること。 ・共同住宅や事業所は、周辺に圧迫感を与えないよう、できる限り道路から後退した位置とし、通り（※注 1）に面する部分は、塀、生垣などで通りの連続性に配慮すること。
	屋根	・屋根は勾配屋根を原則とし、入母屋、切妻等とするように努めること。 ・瓦はいぶし瓦など和瓦を基本とし、色は落ち着いた風合いを持つ黒色系を基調とすること。（瓦以外の素材を用いる場合はこれに準じた色彩とすること。）
	壁面	・外観は、窓などの開口部に木格子を使用するなど歴史的な趣を感じさせるものとするように配慮すること。
	塀	・白壁、漆喰、土塀、板塀、生垣を施すなど、落ち着いた町並み形成に努めること。
	色彩	・公共的空間から見える部分は、黒系統、白系統又は低彩度若しくは低明度の茶系統を基調とした、落ち着いた風合いのある色彩とすること。
	素材	・建具は木製又は落ち着いた色のカラーサッシ又はこれに類するものとする。
	敷地の緑化	・敷地内はできる限り植栽を施し、緑化に努めること。
	建築設備等	・建築物の屋外階段及び室外機などは、できる限り道路から見える位置には設置しないこと。やむを得ない場合は木格子で覆うなど建物本体や周辺の景観と調和するように配慮すること。 ・太陽光パネルは通り（※注 1）から望見できない位置に設置すること。 ・太陽光パネルを屋根に設置する場合は、パネルの色彩を黒とすること。
	その他	・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないように配慮すること。 ・屋外照明は、過剰な光量とならないように配慮すること。 ・共同住宅については、アンテナを共同化するように努めること。
	建築物の高さ	・敷地地盤面から 12 メートル以下、かつ、3 階建て以下とすること。

行 為	事項	景観形成基準
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	共通事項	・城下町の面影や歴史的な風情を保全すること。 ・地域の景観と調和するように配慮すること。
	位置	・行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その景観に配慮した位置とすること。 ・行為地が通り（※注 1）に接する場合は、できる限り通りから後退した位置とすること。ただし、塀や長屋門等はこの限りではない。 ・周辺に圧迫感を与えないよう、位置を工夫すること。 ・太陽光パネルは通り（※注 1）から望見できない位置に設置すること。
	色彩	・公共的空間から見える部分は、黒系統、白系統又は低彩度若しくは低明度の茶系統を基調とした、落ち着いた色彩とすること。
	素材	・地域の町並み景観に配慮したものとする。
	緑化	・敷地内やその周辺部などには良好な環境を形成するための植栽等ができる限り行うこと。
	水路壁	・通り（※注 1）に接する水路壁は、自然石（大海崎石等）を使用した石積みとするよう努めること。（自然石以外の素材を用いる場合はこれに準じた仕上げ、色彩とすること。） ・通り（※注 1）に接する水路の覆蓋は、この側壁が望見できるよう最小限とするよう努めること。
	自動販売機	・通り（※注 1）には自動販売機を設置しないこと。
	工作物の高さ	・敷地地盤面から 12 メートル以下で、かつ、周辺の建築物よりも突出したものとししないこと。
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為その他政令で定める行為		・法面はできる限り緑化し、擁壁は周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるように工夫すること。 ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・行為を終了した箇所から速やかに緑化を行うなど周辺景観との調和に配慮すること。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		・松江城、通り（※注 1）、堀川及び惣門橋から掘採又は採取の場所が見えないよう、周辺景観と調和した塀や植栽等で遮へいすること。 ・法面はできる限り緑化し、擁壁は周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるように工夫すること。 ・行為を終了した箇所から速やかに緑化を行うなど周辺景観との調和に配慮すること。
木竹の伐採		・周辺景観への影響に配慮すること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・松江城、通り（※注 1）、堀川及び惣門橋から堆積の場所が見えないよう、周辺景観と調和した塀や植栽等で遮へいすること。
※ 上記の基準は、今後、建築物等の建築などを行う際に適用されるもので、現在の建築物等に対して規制するものではありません。 ※ 網掛け部分については、変更命令の対象となります。その他の基準については、指導、勧告を行うこととなります。		

（注 1）：通り・・・市道北田大手前線（惣門橋通り）

届出が必要な行為は・・・

届出が必要な行為		左のうち届出を要しない行為	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		・ 建築物の新・増・改築、移転部分の床面積の合計が 10 ㎡以下のもの(新・増・改築後に高さ5mを超えるものを除く) ・ 建築物の外観の変更で、変更の面積が 10 ㎡以下のもの ・ 設置期間が 90 日を超えない仮設のもの	
工事物の新設、増築、修繕若しくは模様替又は外観色彩の変更	・ 垣(生垣を除く)、さく、塀、擁壁等	・ 高さが 1.5m 以下のもの	・ 工作物の外観の変更で、変更の面積が 10 ㎡以下のもの (注)左欄のうち、増・改築後に、左欄に定める高さ又は面積を超えるものとなる場合の増・改築は届出が必要
	・ 煙突、排気塔等・鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等・電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、風車等・高架水槽、冷却塔等・彫像、記念碑等	・ 高さが 5m 以下のもの	
	・ 観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースター等・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等・石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設、汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等・太陽光発電設備(建築物に附属しない太陽光発電設備に限る)・自動車車庫の用に供する立体的施設	・ 高さが 5m 以下で、かつ、築造面積が 10 ㎡以下のもの	
	・ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの(これらの支持物を含む)	・ 高さが 10m 以下のもの	
	・ 水路壁(覆蓋を含む)		
	・ 自動販売機		
都市計画法第 4 条第 12 項に規定される開発行為その他政令で定める行為		・ 面積が 300 ㎡以下で、かつ、法面又は擁壁の高さが 1.5m 以下のもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
木竹の伐採		・ 伐採面積が 100 ㎡以下のもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (堆積期間が90日を超えるもの)		・ 面積が 100 ㎡以下のもの(100 ㎡を超えるものであっても堆積の高さが 1.5m 以下のものは届出を要しない)	



松江城天守から北殿町方面を望む

お問い合わせ先

松江市 都市整備部 建築審査課 景観指導係

TEL : 55-5387 FAX : 55-5552

E-mail : keikan@city.matsue.lg.jp